

店頭デリバティブ取引に係るご注意及び新生銀行FX契約締結前交付書面及び新生銀行FX取引ルール 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>II. はじめにお読みください</p> <p>2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>（3）価格（レート）提示</p> <p>当行は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当行は通常、カバー取引先から配信されるレートを参考にレート提示を行いますが、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化、流動性が著しく低下するなどの外貨事情の急変、システム障害等により、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの実勢レートが提示できないと当行が合理的に判断した場合には、当行はレート提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。この場合、当行は、カバー取引先よりレート提示を受け、そのレートがマーケットの実勢レートであると合理的に判断した場合に、レート提示を再開します。当行が提示を再開した時点のレートによっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる場合があります。また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が合理的に認める場合は、当該提示レート及び当該提示レートに基づく約定の訂正又は取消を行う場合があります。</p>	<p>II. はじめにお読みください</p> <p>2. 新生銀行FX（店頭外国為替証拠金取引）の取引方法等について</p> <p>（3）価格（レート）提示</p> <p>当行は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方のレートを同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当行は通常、カバー取引先から配信されるレートを参考にレート提示を行いますが、当行またはカバー取引先の業務または財産の状況悪化、流動性が著しく低下するなどの外貨事情の急変、システム障害等により、カバー取引先からのレート提示がないなど、マーケットの実勢レートが提示できないと当行が判断した場合には、当行はレート提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。この場合、当行は、カバー取引先よりレート提示を受け、そのレートがマーケットの実勢レートであると判断した場合に、レート提示を再開します。当行が提示を再開した時点のレートによっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる場合があります。また、当行の提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離したと当行が認める場合は、当該提示レート及び当該提示レートに基づく約定の訂正又は取消を行う場合があります。</p>	

(8) 注文の執行等

お客さまからいただいた注文は、システム上、速やかに執行されます。なお、指値注文は、当行の提示レートが当該注文の注文レートに達した時点で当該注文レートにて約定します。ただし、有効期限が「本日中」以外の指値注文を発注し、その指値注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当行の提示レートが、当該指値注文の注文レートに達し、又は超えている場合は、当該提示レートで約定します。また、逆指値注文は、当行の提示レートがお客さまの発注した逆指値注文の注文レートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートで約定します。

ただし、建玉を保有するお客さまが注文を行い、当行の提示レートがその注文の注文レートに達した場合でも、有効証拠金の額が約定しようとする当該注文の必要証拠金の額と比較して下回っていた場合等においては、当該注文は執行されません。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(9) 注文の訂正・取消

お客さまが発注された注文が約定していない場合には、注文レート及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客さまは、訂正・取消一覧の画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。注文の訂正回数には上限があります。なお、注文の有効期限の訂正につきましては、発注時点から一定の期間を過ぎた場合、訂正できないことがあります。有効期限の訂正が可能な期間は、取引ルールをご参照ください。

(8) 注文の執行等

お客さまからいただいた注文は、システム上、速やかに執行されます。なお、指値注文は、当行の提示レートが当該注文の注文レートに達した時点で当該注文レートにて約定します。ただし、有効期限が「本日中」以外の指値注文を発注し、その指値注文が翌取引日以降に持ち越され、取引時間の開始と同時に当行の提示レートが、当該指値注文の注文レートに達し、又は超えている場合は、当該提示レートで約定します。また、逆指値注文は、当行の提示レートがお客さまの発注した逆指値注文の注文レートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートで約定します。

ただし、建玉を保有するお客さまが注文を行い、当行の提示レートがその注文の注文レートに達した場合でも、有効証拠金の額が約定しようとする当該注文の必要証拠金の額と比較して下回っていた場合等においては、当該注文は執行されません。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(9) 注文の訂正・取消

お客さまが発注された注文が約定していない場合には、注文レート及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客さまは、訂正・取消一覧の画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。なお、注文の有効期限の訂正につきましては、発注時点から一定の期間を過ぎた場合、訂正できないことがあります。有効期限の訂正が可能な期間は、取引ルールをご参照ください。

純資産の額が必要証拠金の額に不足する状態において、当行の提示レートが既にお客さまが発注された新規注文の発注レートに達した場合には、当該注文は取り消されます。また、当行がお客さまの保有する全ての建玉を強制決済した場合、お客さまの全ての注文は取り消されます。さらに、当行は、お客さまの売買注文について約定しない可能性が著しく高いと認められる場合は、当行の判断でお客さまの注文を取り消す場合があります。

(10) 約定の訂正・取消

お客さまの約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客さまの手違い等による注文が約定した場合でも、当行は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当行の判断において本来あるべき価格での約定に訂正又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当行からお客さまに対し、速やかにご連絡いたします。

(連絡方法は取引画面内のお知らせ、電子メール、電話等、状況により異なります。)

- ① 当行が不正と認めた取引において約定した場合
- ② 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた当該提示レートで約定した場合
- ③ システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④ お客さまが本説明書及び新生銀行F×取引規定のほか、当行の約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合

純資産の額が必要証拠金の額に不足する状態において、当行の提示レートが既にお客さまが発注された新規注文の発注レートに達した場合には、当該注文は取り消されます。また、当行がお客さまの保有する全ての建玉を強制決済した場合、お客さまの全ての注文は取り消されます。さらに、当行は、お客さまの売買注文について約定しない可能性が著しく高いと認められる場合は、当行の判断でお客さまの注文を取り消す場合があります。

(10) 約定の訂正・取消

お客さまの約定された取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客さまの手違い等による注文が約定した場合でも、当行は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当行の判断において本来あるべき価格での約定に訂正又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当行からお客さまに対し、速やかにご連絡いたします。

(連絡方法は取引画面内のお知らせ、電子メール、電話等、状況により異なります。)

- ① 当行が不正と認めた取引において約定した場合
- ② 提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が認めた当該提示レートで約定した場合
- ③ システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④ お客さまが本説明書及び新生銀行F×取引規定のほか、当行の約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合

⑤ その他、当行が必要と合理的に認める場合

(15) スワップポイント

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利の安い通貨を売り、金利の高い通貨を買った場合、お客さまは通貨間の金利差をスワップポイントとして受け取ることができ、金利の高い通貨を売り、金利の安い通貨を買った場合は、その金利差をスワップポイントとして支払うこととなります。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方がお客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、通貨間の金利が均衡している場合や通貨の需給等により、どちらの通貨を買っても、又は売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があります。

なお、当行が提示したスワップポイントが、マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が合理的に認めた場合は、当該提示したスワップポイントの訂正等を行う場合があります。また、既に当該スワップポイントにより受け払いが当行とお客さまとの間で行われていた場合でも、これを訂正させていただく場合があります。

3. 証拠金

(8) 追加証拠金等の通知（※レバレッジ 25 倍コースのお客さまのみ適用）

追加証拠金が発生した場合は、新生銀行 F X 口座の取引画面上にて発生状況を表示いたしますので、常時、取引画面をご覧になりお客さまご自身での口座状況の把握が必要となります。なお、追加証拠金が発

⑤ その他、当行が必要と認める場合

(15) スワップポイント

スワップポイントは、ロールオーバーを行うことにより発生します。一般的に金利の安い通貨を売り、金利の高い通貨を買った場合、お客さまは通貨間の金利差をスワップポイントとして受け取ることができ、金利の高い通貨を売り、金利の安い通貨を買った場合は、その金利差をスワップポイントとして支払うこととなります。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方がお客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、通貨間の金利が均衡している場合や通貨の需給等により、どちらの通貨を買っても、又は売ってもスワップポイントを支払うこととなる場合があるほか、受取りも支払いも発生しない場合があります。

なお、当行が提示したスワップポイントが、マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当行が認めた場合は、当該提示したスワップポイントの訂正等を行う場合があります。また、既に当該スワップポイントにより受け払いが当行とお客さまとの間で行われていた場合でも、これを訂正させていただく場合があります。

3. 証拠金

(8) 追加証拠金等の通知（※レバレッジ 25 倍コースのお客さまのみ適用）

追加証拠金が発生した場合は、新生銀行 F X 口座の取引画面上にて発生状況を表示いたしますので、常時、取引画面をご覧になりお客さまご自身での口座状況の把握が必要となります。なお、追加証拠金が発

生した場合、追加証拠金が解消された場合、また、追加証拠金の入金期限が過ぎてもなお追加証拠金が未解消であったことにより強制決済となった場合、それぞれご登録いただいているメールアドレスに電子メールを送信し通知いたします。ただし、電子メールによる通知は、回線の速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。したがいまして当行はメールによる通知についていかなる保証をするものではなく、それら遅延や不着等によって被った損害について、**当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、**当行は一切の補償はできかねますのであらかじめご了承ください。

5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額

新生銀行F×では、お客さまの証拠金維持率が取引ルールに定める一定の水準となった時点でその事実をプレアラート通知又はアラート通知としてご登録いただいている電子メールアドレスに送信させていただいております。

プレアラート通知、アラート通知送信の判断の基準となる純資産の評価は当行所定の間隔で行っており、通知手段には電子メールを利用いたしますので、純資産の評価のタイミング、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。マーケットが急激に変動したときなどは、プレアラート通知、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客さまに届く場合やプレアラート通知、アラート通知が送信されるまえに、ロスカット基準額に到達しロスカットされる場合もあります。したがいまして当行は、プレアラート通知及びアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証もするものではなく、それら遅延や不着等によっ

生した場合、追加証拠金が解消された場合、また、追加証拠金の入金期限が過ぎてもなお追加証拠金が未解消であったことにより強制決済となった場合、それぞれご登録いただいているメールアドレスに電子メールを送信し通知いたします。ただし、電子メールによる通知は、回線の速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。したがいまして当行はメールによる通知についていかなる保証をするものではなく、それら遅延や不着等によって被った損害について当行は一切の補償はできかねますのであらかじめご了承ください。

5. プレアラート通知・アラート通知・ロスカット基準額

新生銀行F×では、お客さまの証拠金維持率が取引ルールに定める一定の水準となった時点でその事実をプレアラート通知又はアラート通知としてご登録いただいている電子メールアドレスに送信させていただいております。

プレアラート通知、アラート通知送信の判断の基準となる純資産の評価は当行所定の間隔で行っており、通知手段には電子メールを利用いたしますので、純資産の評価のタイミング、回線の通信速度、障害又は通信環境の変化等により、遅延や不着等が発生する場合があります。マーケットが急激に変動したときなどは、プレアラート通知、アラート通知が実際のマーケットの状況から遅れてお客さまに届く場合やプレアラート通知、アラート通知が送信されるまえに、ロスカット基準額に到達しロスカットされる場合もあります。したがいまして当行は、プレアラート通知及びアラート通知の適正性、適合性、正確性等についてのいかなる保証もするものではなく、それら遅延や不着等によっ

て被ったあらゆる損失及び損害について、**当行の責めに帰すべき事由**
による場合を除き、当行は一切の責任及び補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

なお、新生銀行FXの取引画面上ではプレアラート基準額、アラート基準額、ロスカット基準額が表示されておりますので、不本意な追加証拠金の発生やロスカットを避けるためにも、お客さまご自身で常時建玉や証拠金等の状況把握と管理を行っていただくようお願いいたします。また逆指値注文を入れるなどの対応は、ロスカット防止のための有効な手段となります。ご検討いただき、余裕を持ったご資産での取引をお勧めいたします。

10. 注文の受付

新生銀行FXでは、原則、取引時間に関係なく24時間お客さまからの注文を受け付けております（ただし、AS ストリーミング注文及びブストリーミング注文は取引時間中のみの受付）。ただし、システムメンテナンスを行う時間、取引停止時間及びその他当行が必要と**合理的に**判断した場合は、注文の受付を停止することがあります。

III. 新生銀行FX口座の開設及び解約

2. 契約の解約等

お客さまのパワーフレックス口座が解約された場合は、新生銀行FX口座及び新生銀行FXに係る全ての契約も当然に解約されたものとみなします。

また、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利

て被ったあらゆる損失及び損害について当行は一切の責任及び補償を負うものではありません。これらの仕組みを十分ご理解のうえ、確認手段のひとつとしてご利用いただくことをあらかじめご了承ください。

なお、新生銀行FXの取引画面上ではプレアラート基準額、アラート基準額、ロスカット基準額が表示されておりますので、不本意な追加証拠金の発生やロスカットを避けるためにも、お客さまご自身で常時建玉や証拠金等の状況把握と管理を行っていただくようお願いいたします。また逆指値注文を入れるなどの対応は、ロスカット防止のための有効な手段となります。ご検討いただき、余裕を持ったご資産での取引をお勧めいたします。

10. 注文の受付

新生銀行FXでは、原則、取引時間に関係なく24時間お客さまからの注文を受け付けております（ただし、AS ストリーミング注文及びブストリーミング注文は取引時間中のみの受付）。ただし、システムメンテナンスを行う時間、取引停止時間及びその他当行が必要と判断した場合は、注文の受付を停止することがあります。

III. 新生銀行FX口座の開設及び解約

2. 契約の解約等

お客さまのパワーフレックス口座が解約された場合は、新生銀行FX口座及び新生銀行FXに係る全ての契約も当然に解約されたものとみなします。

また、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、又は期限の利

益の喪失事由に該当した場合、当行は、新生銀行F×口座及び新生銀行F×に係る全ての契約を解約することができるものとします。なお、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまが満75歳となった場合、その他お客さまが新生銀行F×を行うことが不適当と当行が判断した場合には、当行は、お取引に制限をかけることができるものとします。

- (1) お客さまが、新生銀行F×取引規定、本説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき **(ただし、かかる違反が軽微である場合の解約については、当行からの通知後相当の期間内に治癒されないときに限る。)**
- (2) お客さまが新生銀行F×の口座開設の要件(ただし、満70歳未満という要件を除きます。)のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 当行が新生銀行F×取引規定、本説明書又は約款等に係る変更においてお客さまに対し同意又は承諾を求め、お客さまがこれに応じないとき
- (4) お客さまの当行に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
- (5) 当行が定める期間においてお客さまによる利用がなく、新生銀行F×に係る取引、残高等を基準とした**当行所定**の条件を満たさないとき
- (6) 他のシステム等を利用して新生銀行F×に係るサービス又はシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当行が判断したとき
- (7) 取引の方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連

益の喪失事由に該当した場合、当行は、新生銀行F×口座及び新生銀行F×に係る全ての契約を解約することができるものとします。なお、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、お客さまが満75歳となった場合、その他お客さまが新生銀行F×を行うことが不適当と当行が判断した場合には、当行は、お取引に制限をかけることができるものとします。

- (1) お客さまが、新生銀行F×取引規定、本説明書又は約款等及び法令諸規則等のいずれかに違反したとき
- (2) お客さまが新生銀行F×の口座開設の要件(ただし、満70歳未満という要件を除きます。)のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 当行が新生銀行F×取引規定、本説明書又は約款等に係る変更においてお客さまに対し同意又は承諾を求め、お客さまがこれに応じないとき
- (4) お客さまの当行に対する債務について、一部でも履行を遅滞したとき
- (5) 当行が定める期間においてお客さまによる利用がなく、新生銀行F×に係る取引、残高等を基準とした一定の条件を満たさないとき
- (6) 他のシステム等を利用して新生銀行F×に係るサービス又はシステム等を不正に操作し、もしくは改変等を行い取引したとき又はそのような取引があったものと当行が判断したとき
- (7) 取引の方法の如何にかかわらず、当行が、短時間における連

<p>続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行の カバー取引に影響を及ぼす取引、又は過度な取引等不適切な 取引であると合理的に判断したとき又はその虞があるとき</p> <p>(8) お客さまにおいて新生銀行 F X にかかる価格等の情報の取得 方法又は利用方法が不適切であると当行が合理的に判断した とき</p> <p>(9) お客さまが新生銀行 F X において仮名取引又は借名取引もし くはその疑いがある取引を行った当行が判断したとき</p> <p>(10) 新生銀行 F X 口座の名義人を強要し第三者の意思により新生 銀行 F X 口座を開設し、又は取引していたこと、もしくはそ の疑いがあると当行が判断したとき</p> <p>(11) お客さまが新生銀行 F X 口座の開設時に届け出た情報が虚偽 又は提出書類が真正でないと当行が判断したとき</p> <p>(12) お客さまの新生銀行 F X 口座が法令や公序良俗に反する行為 に利用されたとき、又はその惧れがあると当行が判断したと き</p> <p>(13) 当行がお客さまに対し、本人確認書類の再提示を求めたにも かかわらず、お客さまがそれに同意又は承諾されないとき</p> <p>(14) その他当行が定めるパワーフレックス取引共通規定第 10 条 (解約等) 第 2 項又は第 3 項に掲げる事項に該当したとき</p> <p>(15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当行がお客さまに対 し解約の申出をしたとき</p>	<p>続した取引、インターバンク市場の混乱を招く取引、当行の カバー取引に影響を及ぼす取引、又は過度な取引等不適切な 取引であると判断したとき又はその虞があるとき</p> <p>(8) お客さまにおいて新生銀行 F X にかかる価格等の情報の取得 方法又は利用方法が不適切であると当行が判断したとき</p> <p>(9) お客さまが新生銀行 F X において仮名取引又は借名取引もし くはその疑いがある取引を行った当行が判断したとき</p> <p>(10) 新生銀行 F X 口座の名義人を強要し第三者の意思により新生 銀行 F X 口座を開設し、又は取引していたこと、もしくはそ の疑いがあると当行が判断したとき</p> <p>(11) お客さまが新生銀行 F X 口座の開設時に届け出た情報が虚偽 又は提出書類が真正でないと当行が判断したとき</p> <p>(12) お客さまの新生銀行 F X 口座が法令や公序良俗に反する行為 に利用されたとき、又はその惧れがあると当行が判断したと き</p> <p>(13) 当行がお客さまに対し、本人確認書類の再提示を求めたにも かかわらず、お客さまがそれに同意又は承諾されないとき</p> <p>(14) その他当行が定めるパワーフレックス取引共通規定第 10 条 (解約等) 第 2 項又は第 3 項に掲げる事項に該当したとき</p> <p>(15) 前各号の他、やむを得ない事由により、当行がお客さまに対 し解約の申出をしたとき</p>	
--	---	--

VI. 当行の概要及び本取引に関する連絡先

1. 当行の概要

沿革

1952年	12月	長期信用銀行法に基づき「日本長期信用銀行」設立
1996年	11月	長銀信託銀行株式会社（現、新生信託銀行株式会社）設立
1998年	10月	金融再生法に基づく特別公的管理の開始、東京証券取引所、大阪証券取引所の株式上場廃止
2000年	3月	特別公的管理終了、新銀行スタート
	6月	「日本長期信用銀行」から行名を「新生銀行」に変更
2001年	5月	新生証券株式会社設立
	6月	パワーフレックス総合口座の取り扱い開始
2004年	2月	東京証券取引所第一部に上場
	4月	長期信用銀行から普通銀行に転換
	9月	株式会社アプラス（2010年4月1日に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）を連結子会社化
2005年	3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
2007年	12月	シンキ株式会社を連結子会社化
2008年	2月	当行株式の公開買付けと総額 500 億円の第三者割当増資を実施
	9月	GE コンシューマーファイナンス株式会社（2009年4月1日に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社

VI. 当行の概要及び本取引に関する連絡先

1. 当行の概要

沿革

1952年	12月	長期信用銀行法に基づき「日本長期信用銀行」設立
1996年	11月	長銀信託銀行株式会社（現、新生信託銀行株式会社）設立
1998年	10月	金融再生法に基づく特別公的管理の開始、東京証券取引所、大阪証券取引所の株式上場廃止
2000年	3月	特別公的管理終了、新銀行スタート
	6月	「日本長期信用銀行」から行名を「新生銀行」に変更
2001年	5月	新生証券株式会社設立
	6月	パワーフレックス総合口座の取り扱い開始
2004年	2月	東京証券取引所第一部に上場
	4月	長期信用銀行から普通銀行に転換
	9月	株式会社アプラス（2010年4月1日に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）を連結子会社化
2005年	3月	昭和リース株式会社を連結子会社化
2007年	12月	シンキ株式会社を連結子会社化
2008年	2月	当行株式の公開買付けと総額 500 億円の第三者割当増資を実施
	9月	GE コンシューマーファイナンス株式会社（2009年4月1日に新生フィナンシャル株式会社に商号変更）を連結子会社

		化
2010年	4月	第一次中期経営計画スタート
	6月	監査役会設置会社へ移行
2011年	1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
	3月	海外募集による普通株式 690 百万株を新規発行
	10月	新生銀行本体での「レイク」ブランドによるカードローンサービスの開始
2013年	4月	第二次中期経営計画スタート
	7月	プリンシパルトランザクションズ本部とその傘下の子会社を再編し、新生プリンシパルインベストメンツグループを組成
2014年	5月	投資信託申し込みプログラム「NISA プラス」を開始
2015年	7月	「海外プリペイドカード GAICA」の取り扱いを開始
	11月	「新生銀行スマートカードローン プラス」の取り扱いを開始
2016年	4月	第三次中期経営計画スタート

(以下、現行どおり)

(2017年9月)

		化
2010年	4月	第一次中期経営計画スタート
	6月	監査役会設置会社へ移行
2011年	1月	当行本店を東京都千代田区内幸町から中央区日本橋室町へ移転
	3月	海外募集による普通株式 690 百万株を新規発行
	10月	新生銀行本体での「レイク」ブランドによるカードローンサービスの開始
2013年	4月	第二次中期経営計画スタート
	7月	プリンシパルトランザクションズ本部とその傘下の子会社を再編し、新生プリンシパルインベストメンツグループを組成

(以下、省略)

(2017年6月)

電磁的交付等サービス規定 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>電磁的交付等サービス規定</p> <p>第3条（電磁的方法による同意）</p> <p>1. 当行は、次の各号に定める書面による同意の取得に代えて、電磁的方法によりお客さまの同意を取得するものとします。</p> <p>（1） 外国為替証拠金取引に関する確認書</p> <p>（2） その他当行が定め、当行ウェブサイトの所定のページに掲示するもの</p> <p>2. 当行が、前項各号に定める書面による同意の取得に代えて電磁的方法によりお客さまから同意を取得するにあたり、当行が使用する電磁的方法の種類は、<u>次の各号に定めるもののうち当該書面による同意の取得時に当行が別途提示する方法とします。</u></p> <p>（1） 当行所定の方法でログインした後にお客さまのみが閲覧いただける画面において、書面の記載事項を記録しお客さまの閲覧に供する方法</p> <p><u>（2） 当行のウェブサイト内において書面の記載事項を記録しお客さまの閲覧に供する方法</u></p> <p>第7条（電磁的交付等の方法、内容等の変更）</p> <p>1. 当行は、記録日など、電磁的交付等の内容その他本規定の内容について、あらかじめ当行ウェブサイト上への掲載またはお客さまへの通知により、お客さまに変更内容を明らかにすることにより、お客さ</p>	<p>電磁的交付等サービス規定</p> <p>第3条（電磁的方法による同意）</p> <p>1. 当行は、次の各号に定める書面による同意の取得に代えて、電磁的方法によりお客さまの同意を取得するものとします。</p> <p>（1） 外国為替証拠金取引に関する確認書</p> <p>（2） その他当行が定め、当行ウェブサイトの所定のページに掲示するもの</p> <p>2. 当行が、前項各号に定める書面による同意の取得に代えて電磁的方法によりお客さまから同意を取得するにあたり、当行が使用する電磁的方法の種類は次の各号に定めるとおりです。</p> <p>（1） 当行所定の方法でログインした後にお客さまのみが閲覧いただける画面において、書面の記載事項を記録しお客さまの閲覧に供する方法</p> <p>第7条（電磁的交付等の方法、内容等の変更）</p> <p>1. 当行は、記録日など、電磁的交付等の内容その他本規定の内容について、あらかじめ当行ウェブサイト上への掲載またはお客さまへの通知により、お客さまに変更内容を明らかにすることにより、お客さ</p>	<p></p> <p>新設</p>

<p>まの同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、お客さまの承諾を得た第2条乃至第4条に定める電磁的方法の種類及び内容を変更する場合には、当行はお客さまより、変更後の電磁的方法の種類及び内容について承諾を得るものとします。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>(2017年9月)</p>	<p>まの同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。</p> <p>2. 前項の定めにかかわらず、第2条乃至第4条に定める電磁的方法の種類及び内容を変更する場合には、当行はお客さまより、変更後の電磁的方法の種類及び内容について承諾を得るものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(2017年6月)</p>	
--	--	--